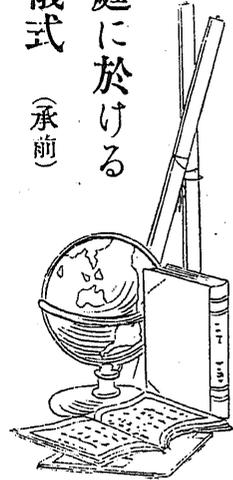


家庭に於ける

諸儀式 (承前)



後閑菊野

このたびの婦人と子とも發行の時は丁度五月五日
でございませうからそれに因んで發行をした此の日
の祝式を述べて見ませう

五月五日は五節句の一つであります五節句とは舊
曆正月七日、三月三日、五月五日、七月七日、九
月九日をいふのでございませう維新前には是等の日
を祝日と定め諸大名は何れも幕府に登城して祝賀
を述べ各家に於ても分限に應じたる祝式を行ひま
して互に祝意を表したものでございませう今の御代
になりましてからは是等の祝日を廢せられました
ゆゑに公の誠と申してはございませんけれども

地方ではまだ之を行つて居る所も少くないといふ

二

こととございませう元來是等の日を祝日と定めたと
いふことにつきましては其の起原や理由が明らか
でございませうから公の祝日として行ふには及
ばぬことでございませうけれども一家團樂の快樂を
計り親戚知友の親睦を扶けるといふ上から申せば
四季折々の好時節と選び相當の題目のもとに然る
べき方法を定めて之を行ふもまた利益のないこと
ではございませう去る三月二日のこととござい
ました懇意の人から學校のお歸りにお立ち寄り下
さいといふこととございませうから子供を一人つ
れまして参りましたところが座敷にはいりませうと
床の間には紙びなの掛物が掛けてありまして花は
桃が見事に活けてございませう先づこの時節にか
なつた裝飾によつて主人の心まで優しくおもはれ
ましたがそれから櫻餅豆いりなどのお菓子が出て
白酒にお重詰物のお皿と蛤のお吸物とを添へて
か膳が出ましていろ／＼の物語りにおもはず時を

うつしましたかそれがために心やからだの勞れも
 忘れましてどれほど慰められたでございませう子
 供はまた次の間の雛段の處で其の家の子供と樂し
 く遊びまして大層な元氣で歸りましたかやうの事
 は素より是非せねはならぬといふ事ではございま
 せんがたしかに家庭の快樂を助け子供の教育の一
 端ともなりまた交際にも益のあること、おもはれ
 ますそれはさておき今次に昔行はれました五月
 五日の祝式を述べて御参考に供へませう

五日の節會が古い昔から行はれて居りましたこと
 は次の文によつて知ることができませう
 公事根源に曰く天皇武徳殿に出御なりて宴會を
 行はれ群臣に酒を賜ふなり内辨なども四節に同
 じ人々皆菖蒲のかつらをかき日蔭のかつらの如
 し典藥寮、菖蒲の案を奉る群臣に藥玉をたま
 ふ五色の絲をもてひぢにかくれば惡鬼を掃ふと
 申す本文侍るにやその後騎射の事あり大將射
 手の奏をとる左右近衛馬に乗りて弓を射るこれ

をまゆみともいへり推古天皇の御宇よりはじま
 ると
 後世に至りても一般に軒に菖蒲と蓬とを葺き男子
 のある家では幟をたて武器を飾り粽或は柏餅な
 どを作つて此の日を祝ふを例として居りましてそ
 れについて安齋雜考には次の事が載せてございま
 す

五月五日に男子旗を立て冑形などを飾り木太刀
 などもてあそぶ事上古にはなし中古以來の風俗
 なり増鏡に五月五日には所々より御かぶとの花
 くす玉などいろ／＼おほくまぬれりとありこれ
 は八十八代後深草院實治二年の事なり此の頃す
 でに紙かぶとを作り花を以てかざることのあり
 しか或説に九十代後宇多院弘安四年に蒙古とい
 ふ異國より我が國を奪ひ取るべきために九萬艘
 の兵船を浮べて博多のうらへよせ来る其のとき
 諸社諸寺にて御祈願ありし中に山城國藤の森の
 社にも祈り給ひしに八月一日大風起りてかの兵

船くつがへりえびすども 悉く海に沈み死して
 たゞ三人いきて本國に遁げ歸りしかの日藤の森
 の社の内より白羽の矢飛び行きし事もありけれ
 ば此の神のえびすをば亡ぼし給ひけるにこそと
 いひあへりそれよりこのかたかの神の祭の日五
 月五日神幸の時は 神人等甲冑を着、馬にのり旗
 を立てなどし兒童は太刀をはきなどし軍のよそ
 ほひをなし、が弘まりて都近くの國々より遠き
 國々にまで及びて五月五日にはかの祭を學び
 て太平を祝ふ事とはなりぬといひ傳へたり此の
 事吉田二位兼俱の記されし藤の森の社縁起にも
 見えたり云々

又暮朝年中行事歌合に

端午に軒毎に菖蒲蓬をさしはさむことは都鄙の
 へだてなし出仕の人々皆長袴さきてことぶきを述
 ぶ此の日より麻の御ぞを奉れり若君誕生われ
 ば兩御所をはじめ御方々より菖蒲、冑を參らせ
 られ國主外様譜代の大名よりもこれを献ずその

もの、所なる大路に假屋を建て壇を設けてこれ
 を据う其の數幾百千なるを知らず白地に御紋
 の旗二十流れ紅白の吹ながしなど風にひるがへ
 りかたはらに鎗 薙刀、弓、やなぐひの兵仗い
 かめしく立てつらねたるけはひまことに武門の
 有様なりけりと見ゆ

とございまして徳川幕府に於ての此の日の祝は右
 のとほりでございまして普通の家でも男子が生れ
 て初めて此の日を迎へました時は初幟と稱へ幟や
 武者人形などを飾り親戚知己を招いて祝ひました
 のでございまして親類知人からも幟武者人形などを
 贈つて祝意を表し其の家では粽、或は柏餅などに
 相當の品をもそへ之を贈つて謝意を表するを例と
 して居りました

男の子のために五月五日を祝ふと同様に女の兒の
 ためには三月三日を初めて迎へたときを初節句、或
 は初雛と稱へ其の家で生兒のために一通り雛道具
 を備へるは勿論親類などからも人形、或は調度など

相當の物をあくりますそして其の兒が成長して他に嫁ぐときには是等の品を携へ往くが例になつて居りまして今序に徳川家大奥の此の日の模様とめいゝの家で行ふ當日の大様とを記しそへて置させう

徳川家大奥にて行ふ雛祭は三月朔日より四日までありまして二箇所之を飾られますそれで御臺所休息の間に飾る方を内所雛と申しました雛段の數は何れも十二段で之に夫婦人形及び種々の人形調度などを位置よく排べ食膳並に澤山の供物をそなへます雛人形の衣服は年々新調せられるのでございませうから其の美はしいことは何ともいはれぬほどであつたさうでございませう當日御臺所をはじめ女中の服装は白紋縮緬或は白綿子などの間着に總縫入の襦を着、髪は垂髪又は片はづしであつたさうでございませう三日には三家三卿などから貝類、菱餅、白酒、菓子などを献上する例でございませう當日は大奥の女中に白酒、料理などを賜

ひ夜に入つては音楽の催しがありました諸大名の奥向で行はれましたことも大抵之と同じでございませう

さてめいゝの家では當日七段五段或は三段位の段を設けこれに緋毛氈を敷きつめ上段には男女の雛人形一對或は數對を飾り次の段以下には五人雛其の他種々の人形を飾り又諸種の調度をあき桃、櫻、椿の花などをいかに華やかにさして段の所々に飾るが普通でございませう又これに白酒、菱餅(紅白緑の三色で縁は蓬を入れて搗いたものでありませう)豆煎り、貝類、野老、鮎煎、及び美事な重詰をこしらへて供へます且つ小さい膳具を本膳二の膳など、式の如く調じて三日の間供へるのでございませう夜は燭臺數箇を並べこれに花蠟燭をあたりまだゆきまでに點じて賑はしく遊ぶこと何れの家でもかかはることはございません此の日女の兒は特に衣服を着かざり互に近い家々を訪問して雛を賞し白酒菓子などを饗せられるのを樂しみとして居

りました
 初雛の時は特に賑はしく祝ふのでありまして雛人形などを祝つてくれた家々の人を招いて饗應しそのうへ菱餅に相當の物品を稱へてそれらの家に贈ることは五月五月初雛の時とふなしでござります

結婚するには如何なる婦人を望むかと云ふ間に對して男子の希望する所を統計したものが米國の某雜誌に出て居つたと云ふことだ。今之を摘記して見ると

- 一、家政を重んずる婦人を望む者 七四
- 二、愛情を希望する者 四五
- 三、良き動作の婦人を望む者 三七
- 四、同情ある婦人を望む者 二七
- 五、常識を有する婦人を望む者 二七
- 六、基督信者の婦人を望む者 二七
- 七、才智ある婦人を望む者 二四
- 八、服装の趣味ある婦人を望む者 二四
- 九、美人を望む者 一二
- 十、美服を有する婦人を望む者 一一
- 十一、滑稽感を有する婦人を望む者 一一
- 十二、財産、地位、門閥等を望む者 〇二

▲米國婦人と離婚

米國に行つて驚いたのは離婚の多いことだ(第一)好いた同士で夫婦になつたらイヤになれば親兄弟の干渉なしに自由に離婚ができる(第二)女子の教育や理想が或意味に於て男子よりも高い、男子は十八九になれば生活の爲に退學して職業につく、高等學校などでは時としては男子の數は女生の五分の一か十分の一しかない(第三)米國では婦人の職業の範圍が廣く、追々男子を追捲くるほどであるから、自分よりも理想も低く収入も裕かでないものを旦那々と拜んでゐる必要がない(第四)は米國の法律から起る、米國の何れの州にもアリモネーといつて女子は法律上の權利として夫の收入の一部、大概十分の一を要求するの權利がある、他へ再嫁せず獨身でゐる限りイツ迄も貰へる、それで少し腹黒い女であるところを目當に夫婦になつて直ぐ逃げ出す、元來此法律は離婚された女子を保護する精神から出たのだが今は女子亂行の原因となることが多い、米國離婚裁判の記録などを見ると日本とは丁度反對で原告の十中八九までは女だ、つまり男が女に捨てられるのだ、また日本とは丁度反對に私通よりも姦通が多い、それは娘時代が悪い評判を立て、は嫁入が出来ぬが一度結婚した上はもう安心だ、離婚された所が例のアリモネーがある(趣味『米國婦人の内幕』)